再調査の請求の対象となった処分に係る国税についての徴収の猶予等申請書

記載要領

- 1 「再調査の請求の対象となった処分に係る国税についての徴収の猶予等申請書」は、国税通則法第 105 条第 2 項により、再調査の請求人が、再調査の請求の対象となった処分に係る国税について、再調査の請求が係属している間「徴収の猶予」又は「滞納処分の続行の停止」の適用を受けようとする場合に使用してください。
- 2 「申請者(再調査の請求人)」欄は、住所(又は所在地)及び氏名(又は名称)を記載するとともに、 当該請求人が法人である場合には、法人番号を記載してください。
- 4 「1 再調査の請求中の国税(徴収の猶予等を申請する国税)」欄には、再調査の請求中の国税のうち、 徴収の猶予等を申請する国税の内訳を記載してください。
- 5 「2 再調査の請求」欄の「(2) 再調査の請求の対象となった処分」欄には、徴収の猶予又は滞納処分の続行の停止の基礎となる再調査の請求の対象となった処分の日付及び名称を、例えば次のように記載してください。
 - 平成・令和×年×月×日付の平成・令和×年分所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分
 - 平成・令和×年×月×日付の自平成・令和×年×月×日至平成・令和×年×月×日事業年度分法人 税の重加算税の賦課決定処分
 - 平成・令和×年×月×日付の源泉徴収に係る所得税□□円の納税告知処分及び不納付加算税◇◇円の賦課決定処分
 - 平成・令和×年×月×日付で \triangle △△についてされた \triangle △△差押処分
 - 平成・令和×年×月×日付の△△△のために国税徴収法××条による第二次納税義務告知処分
 - 平成・令和×年×月×日付の平成・令和×年分××税の納税の猶予不許可処分
 - 平成・令和×年×月×日付の相続税延納申請却下処分
- 6 「3 徴収の猶予等を申請する理由」欄は、理由のほか、当該再調査の請求についての特記事項等を簡 記してください。